

瑞穂監第37号
令和7年3月27日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
庄田昭人様

瑞穂市教育長
服部照様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 広瀬守克

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「別府保育所」及び「本田第1保育所」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の実施

1 準拠基準

瑞穂市監査基準（令和6年瑞穂市監査委員告示第7号）

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

「別府保育所」及び「本田第1保育所」における令和6年4月1日から同年12月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費・備品購入費」について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和4年度及び同5年度についても対象とした。

4 監査の着眼点

市における事務事業を対象として、合规性、正確性、経済性、有効性、効率性の観点の主眼とし、監査対象に係るリスクを考慮して監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、監査対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。また、令和7年1月に別府保育所及び本田第1保育所において実査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所 別府保育所及び本田第1保育所

（2）実施日程 令和7年1月30日

7 保育所の概要

別府保育所は、教育委員会の幼児教育課に属し、令和6年12月末日現在、所長以下保育士（会計年度任用職員及び派遣職員含む。）68名で保育所を運営している。

なお、別府保育所は市内7か所の公立保育所のうち、定員数では最大規模となっている。令和6年12月1日現在の入所児童数は認可定員280人に対し260人、年齢別の内訳は、次のとおりである。

令和6年12月1日現在（単位：人）

区分	未満児			3歳児	4歳児	5歳児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児				
児童数	2	38	46	57	59	58	260

本田第1保育所も、教育委員会の幼児教育課に属し、令和6年12月末日現在、所長以下保育士（会計年度任用職員及び派遣職員含む。）28名で保育所を運営している。

本田第1保育所における令和6年12月1日現在の入所児童数は認可定員150人に対し100人で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

令和6年12月1日現在（単位：人）

区分	未満児			3歳児	4歳児	5歳児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児				
児童数	1	10	13	22	21	33	100

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

幼児教育課及び教育総務課合算分

令和6年12月末現在

	予算現額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	387,676,000	3,602,287	0.9
歳出	138,498,000	68,270,342	49.3

2 事務について

事務の執行状況については、次のとおりである。なお、事務処理上留意すべき事項等軽易なものについては、監査実施の際、監査委員からの口頭注意とした。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	動産の買入れについて	令和6年度、保育ICTサービス構築業務委託として、42,130,000円の契約が締結されていた。備品台帳を確認したところ、登録されていた物品の合計金額は29,554,250円（備品台帳に単価が入力されていない物品は、業者の見積書に記載の単価で計算）であり、2,000万円を超えていた。	瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条では、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について定められており、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならないとされている。 備品台帳を確認したところ、職員室用PC等、保育ICTサービス構築業務委託に伴い購入した物品が登録されていたが、それらの金額を合計すると2,000万円を超えていた。 今回の動産の買入れに関して担当課に確認したところ、「本契約においては、工事と物品購入が含まれており、物品に係る経費については総額が2,000万円を下回るため、議決は不要と考えています。」との回答であった。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			無線アクセスポイント等、工事部分に係る物品については、備品台帳から登録を削除する処理を既に進めているとのことであるが、今後、工事であるか物品購入であるか検討の余地がある場合は、事前に顧問弁護士に見解を仰ぐ等、適切に対応していただきたい。
2	請求書の受理日について	需用費（消耗品費等）に係る支出負担行為兼支出金調書を確認したところ、請求書受理日欄に、実際の請求書受理日とは異なる日付が記入されている事例を複数確認した。	令和5年1月に実施した定期監査の結果報告書において、「実際の請求書受理日より後の日付を記入した場合には、支払遅延を意図的に回避した行為と受け取られかねず、市政に対する信頼を失わせるおそれがある」と指摘したところである。 各保育所に対しては、令和5年5月の保育所長会を通して周知徹底を図ったとしていたが、実際の請求書受理日より後の日付を、請求書受理日として記入している事例が散見された。各保育所にて請求書に日付印を押すよう、改めて周知を徹底したとのことであるため、今後は、適切に処理を行うべきである。
3	分割発注について	需用費（消耗品費等）に係る支出負担行為兼支出金調書を確認したところ、令和6年1月19日、25日、29日、31日に同一金額（28,000円）の同一物品を購入していたほか、同様の事例を複数確認した。	わずか2週間足らずの間に、請書を徴取することなく、28,000円の物品を4回に分けて購入していた。 幼児教育課によると、「年度始めの所長会等で予算執行、消耗品の購入手続きについて説明をしてきました」とのことであるが、説明を受けた上で分割発注が行われたのであれば、請書の徴取を逃れる目的であったとの疑いが生じる。同様の事例を複数確認したことから、今後、物品を購入する際には、契約事務処理要領に則り手続きを行うよう徹底するべきである。
4	備品管理について	備品台帳に登録中の備品の保有状況を確認したところ、単価の登録が0円となっている備品が存在した。 また、瑞穂市備品管理マニュアルに沿った処理がなされていない事例が散見された。	瑞穂市備品管理マニュアルによると、「取得価格が50万円未満の備品についても毎年備品台帳一覧表と照合して確認することとする」とあるが、照合が実施されていなかった。幼児教育課によると、令和6年12月以降、順に確認を実施中とのことである。書類及び現地での確認において、単価入力が漏れている物品や、備品名が不明瞭な物品、廃棄処理が漏れている物品の存在を確認したため、瑞穂市備品管理マニュアルに則り、適切に確認を進めていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	子育て支援員について	令和5年度の子育て支援員研修事業業務委託について確認したところ、当該事業による研修(地域保育コース)修了者のうち、市内公立保育施設就労者は2名(就労継続者1名を含む)であった。	子育て支援員研修事業業務委託(地域保育コース)の研修受講者に関し、受講者数及び研修後の市内の保育施設への就労人数について説明を求めたところ、定員15名に対し受講者は8名であった。このうち、市内保育施設就労者数は5名(うち市内公立保育施設就労者は2名)であった。 研修が税金で実施されている以上、市民の利益に資するべきである。受講者全員が市内の保育施設への就労に繋がるよう、更なる支援を検討していただきたい。
6	保育ICTサービスについて	令和6年度、保育ICTサービスの導入に併せ、瑞穂市立保育所用タブレット端末等管理運用規程が整備された。同規程の第6条第2項において、少なくとも1月に1回以上、端末の管理状況を確認し、記録することが定められているが、実施されていない。	瑞穂市立保育所用タブレット端末等管理運用規程第6条第2項によると、管理者は、端末等の仕様状況を適正に管理するために、保育所用タブレット端末及び職員用PC端末管理台帳を備え付け、定期的(少なくとも1月に1回以上)に端末の管理状況を確認し、記録することと定められている。 両保育所にて確認を行ったところ、運用規程が定められたばかりであるにも関わらず、そもそもの台帳が備え付けられておらず、端末の管理状況の定期的な確認も実施されていない。早急に、運用規程に基づき、台帳を整備するとともに、管理状況の確認を実施するべきである。
7	瑞穂市ウェブサイトについて	幼児教育課管理分に係る瑞穂市ウェブサイトの確認を行ったところ、リンク切れや、内容の更新が行われていないページが散見された。	瑞穂市ウェブサイトの確認を行ったところ、外部サイトへ案内するリンクが切れていたり、市の取り組みを紹介するページの更新が途切れていたりする事例を確認した。 今後は、定期的な確認作業を実施することであるため、失念することなく、適切に運用いただきたい。
8	公金外現金について	公金外現金の取り扱いの有無について確認したところ、「保護者会通帳、家庭教育学級通帳は園で預かって」との回答であった。また、別府保育所においては、印鑑と通帳が同じ場所で保管されていた。	地方自治法第235条の4第2項では、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によらなければならない」と定められている。 両保育所での状況を確認したところ、保護者会通帳、家庭教育学級通帳を預かっているとのことであった。現実的には、全国の各地方公共団体において、公金外現金を保管している事例があるこ

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			とも事実であるが、市以外の組織で保管していただくことを含め、今後のあり方について検討していただきたい。 なお、平成 28 年度に実施した行政監査において、「印鑑と通帳を同一場所において保管することは、盗難が生じた場合や不正使用等によるリスクが高くなることから、それぞれ別の場所で保管すべきである」と指摘したところである。確認をしたところ、別府保育所においては、印鑑と通帳が同じ場所に保管されていたため、それぞれ別の場所で保管すべきである。

以上